

# 令和6年度第21回 契約・調達委員会 審査概要

開催日時  
及び場所

令和6年9月6日（金）13:30～13:53  
JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 9階  
公益財団法人日本陸上競技連盟内 A会議室/オンライン

出席委員

世界陸上財団 事務次長（委員長）	遠松 秀将
弁護士	原澤 敦美
公認会計士	黒石 匡昭
世界陸上財団 企画部長	白石 正樹
世界陸上財団 財務部長	前山 琢也
世界陸上財団 業務開発部長	小林あかね

（敬称略・6名）

案件 1

東京2025世界陸上競技選手権大会ネットワーク等構築業務

契約方法

希望制指名競争入札

審査  
案件

概要

- 世界陸上大会の開催に必要なデータ通信のネットワーク等構築物の整備に関する実施設計や工事施工等を実施
- 大会開催前までの限られた期間の中で、実施設計や工事施工等を実施するため、民間事業者の優れた技術を活用し、効率的かつ合理的な設計・施工の実施などが期待できる「設計・施工一括発注方式（DB方式）」を採用
- 主な委託内容は以下のとおり

実施設計	要求水準に規定した仕様及び性能等を満たし、かつ競技大会の開催に必要な各要件を満たした設計図書を作成など
工事施工	国立競技場や練習会場、ウォームアップ会場等の回線工事、機器設置、ケーブル配線等の実施など

- 契約期間：契約確定の日の翌日から2025年11月28日まで

審査案件

案件 2

- ・東京2025世界陸上サポーター（荷物輸送・倉庫サービス）スポンサーシップ契約
- ・東京2025世界陸上競技選手権大会における物流に係る管理運営等業務委託

契約方法

一般競争入札（スポンサーシップ契約と調達契約の同時入札）

概要

- スポンサーシップ（企業協賛）を通じた大会の収入確保と、円滑な物流管理の実施を目的として、スポンサーシップ契約者と物流管理業務委託（調達契約）の受託者を同時に募集し、同一の事業者と契約を締結
- スポンサーシップ契約の協賛基準額と調達契約の調達基準額を公表した上で、各々について入札を実施し、その入札価格の差が最小となる事業者を優先交渉者（落札候補者）に決定

協賛基準額	100,000,000円（税抜）
調達基準額	171,769,000円（税抜）

区分	契約案件	概要
協賛	スポンサーシップ契約	【カテゴリー】荷物輸送・倉庫サービス
調達	物流管理運営業務委託	➢ 貨物等の搬出入に係る実施計画の策定、大会時の貨物等の搬出入 ➢ 税関と貨物輸送に係る相談体制の提供

- 契約期間  
スポンサーシップ契約：契約締結日から2025年12月21日まで  
物流管理運営業務委託：契約締結日から2025年10月31日まで

審査結果

- 案件1～2について、契約締結前（入札経過、契約候補者、契約金額等）の審査を実施し、了承された。

委員の  
主な意見  
(要旨)

(案件1について)

- 黒石委員  
下見積を辞退した事業者が入札に参加した理由がわかれば、確認してほしい。  
⇒ 事務局  
契約締結後に、当該事業者と連絡を取り、理由を確認したい。

【契約締結後に当該事業者とヒアリング】

下見積依頼を受けた際には、別の大型案件の受注を検討していたため、見積協力を辞退したが、入札段階に改めて公表内容等を検討した結果、応札すると判断した。

委員の  
主な意見  
(要旨)

○原澤委員

黒石委員の質問とは逆に、下見積に協力した事業者が入札を辞退している。下見積と入札で異なる行動をする理由が気になる。可能であれば、その理由を調べてほしい。

⇒ 事務局

契約締結後に、当該事業者に連絡を取り、理由を確認したい。

**【契約締結後に当該事業者ヒアリング】**

公表された工事発注規模（7億円以上7億5000万円未満）を踏まえ、社内  
で入札することを考えていたが、検討の結果、応札は難しいと判断した。

(案件2について)

○黒石委員

本件は1社応札となったが、下見積の段階等で事業者の入札参加意欲は  
どうだったのか教えてほしい。

⇒ 所管部

下見積徴取の段階では、複数の事業者が入札参加に意欲を示していた。  
結果として1社応札となったが、ある事業者からは案件公表後に社内  
で組織体制の変更等があり、業務の履行が困難となり、今回は入札を見  
送ったとの連絡があった。

○黒石委員

入札段階で何か条件を強めたりしたわけではないという理解でよいか。

⇒ 所管部

下見積段階と比べて、入札参加条件を厳しくするなどの対応はとってい  
ない。社内事情等で入札を見送る事業者があり、結果として1社応札と  
なったが、適切な競争環境の下で入札が行われたものと認識している。

○原澤委員

下見積に参加した事業者が複数事業者いる中、1社応札となったことは  
残念であるが、下見積段階では調達基準額を上回る金額を提示していた事  
業者が、公表された調達基準額以下で落札したことは、競争原理が働いた  
適切な入札であったと考える。